

発行所 株式会社 FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

電子データ保存は平成11年1月から実現

Q: 帳簿書類を、紙ではなくフロッピー等で保存できるようになるのは、いつからでしょうか。

A: 最短で、平成11年1月からになります。

【解説】

「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律案」が国会に提出されており、同法案の施行日は、平成10年7月1日とされています。

この電子データ保存は、届出制ではなく、税務署長への申請・承認方式となりますので、納税者が勝手に電子データ保存をしても有効ではありません。電子データ保存をしたいと思う納税者は、税務署長への申請を行い、税務署長は保存条件等をみたくどうかの審査を行い、承認又は却下をすることになります。

具体的には、帳簿の備え付け・関係書類の保存を開始する日の3月前（平成10年7月1日からの1年間は5月前）の日までに、帳簿書類の種類、作成に使用する電子計算機及びプログラムの概要、その他一定の事項を記載した申請書を税務署長に提出します。申請を受けた税務署長は承認又は却下の処分を通知しますが、保存開始日の前日等までに処分がなかったときは、承認があったものとみなされることになっています。

したがって、10年7月中に申請すれば、最短で12月決算法人の11年1月開始事業年度から電子データ保存が実現することになります。

